

○開会挨拶（阿久澤総務部長）

総務部長の阿久澤でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、年末の大変お忙しい中、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、平素から、本県行財政改革をはじめ、県政へのご理解、ご協力を賜っておりますことを、まず深く感謝申し上げます。

さて、本日は、新たな「財政の中期見通し」と「行財政改革大綱の中間案」につきまして、ご説明申し上げ、ご審議いただくこととしているところでございます。

詳細につきましては、この後、担当課長より、ご説明申し上げたいと思いますが、私のほうからその大要について、お話をさせていただきたいと思っております。

まず、財政の中期見通しでございますが、今般、現行制度を前提に、平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間の財政状況を推計したところ、社会保障関係経費の増を主たる要因といたしまして、このままでいけば、5 年間の累計で 290 億円程度の収支不足となると見込まれるところでございます。

平成 18 年度に策定した前回の中期見通しにおきましては、5 年間累計の収支不足額が 740 億円であったものが、今回の中期見通しでは、その約 4 割の 290 億円まで縮小しております。これは、これまでの間の職員費の削減や投資的経費の抑制とそれによる公債費の減などによるものでございまして、委員の皆様からのご意見を賜わり、平成 19 年 3 月に策定いたしました、「行財政改革大綱 2007」に基づく行革の効果が着実に現れてきたものと考えております。

しかしながら、今回の中期見通しにおきましても、依然として収支が相償うまでには至っておらず、このままでは、引き続き、基金を取り崩さなければ予算を組めないという、決して正常でない状況にあることに変わりはありません。

そこで、今回策定する行財政改革大綱においては、こうした厳しい財政状況を踏まえつつ、また、そのような中であっても、新長期構想を着実に実現していくための「持続可能な行財政基盤の確立」を目指すことを一つの大きな柱とするとともに、本格的な分権型社会の到来を見据えまして、「これまで以上に県民の視点に立った、より質の高い行政サービスの提供」という観点をもう一つの柱として、行政コストを縮減する「量の改革」に加え、県民へのサービスを向上させる「質の改革」にも注力してまいりたいと考えているところでございます。

こうした考え方に基きまして、新たな大綱の基本コンセプトを『コストの縮減、質の充実、未来へつなぐ、いしかわの改革』といたしまして、『持続可能な行財政基盤の確立とより質の高い県民本位の行政サービスの提供』を目指していきたくと考えております。

そのために、平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間で、「スリムで効率的・効果的な組織体制の整備」、「厳しい財政状況の下での財政健全性の維持」、「県行政の守備範囲・業務執行体制の見直し」、「地方分権時代を担う人材の育成と県民の視点に立った行政サービスの提供」という 4 つの柱からなる取組方策を立てて、各種改革に取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様には、率直かつ忌憚のないご意見を賜わりますとともに、今後とも、一層の

ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○欠席委員紹介等（山本行政経営課長）

議事に入らせていただきます前に、本日は、近藤委員におかれましては、所要のためご欠席とのご連絡をいただいております。

なお、新たな行財政改革大綱の策定作業中ということもございまして、本来であれば、委員の皆様の任期は11月末まででありましたが、要綱を改正して、任期を3年以内とする事で、来年の6月末まで延長させていただきました。

委員の皆様におかれましては、ご了承賜りまして、ありがとうございます。

それでは、丸山会長、議事進行をよろしくお願い致します。

○議事進行（丸山会長）

ただ今から早速、議事に入りますけれども、本委員会の議事につきましては、後日、ホームページ掲載することによって公表することといたしておりますので、あらかじめご了承願います。

本日の議題は、お手元の次第にございますように、2件ございまして、先日、発表された「財政の中期見通し」と、現在、県で策定作業中の「行財政改革大綱の中間案」についてでございます。

まず最初に「財政の中期見通し」について、事務局からご説明をお願いします。

○新たな財政の中期見通しについて（山本行政経営課長）

資料の1に基づきまして、新たな「財政の中期見通し」の概要について、ご説明させていただきます。

本県では、平成18年度に「財政の中期見通し」をお示しいたしまして、それによって見込まれる収支不足を極力圧縮するため、行財政改革大綱2007の取り組みを積極的に進めてきたところであります。

しかしながら、平成20年秋の米国の金融危機に端を発し、長引く景気低迷は、税収の大幅な落ち込みなど、本県財政にも大きな影響を与えております。一方で、増加の一途を辿る社会保障関係経費に対応していかなければならないなど、今後とも厳しい財政状況が予想されることから、中期的な視点に立った財政運営を行っていくためのベースとなる「財政の中期見通し」を改定することとしたものでございます。

お手元の資料1でございます。

資料1の左側が財政の中期見通しの概要で、右側の表が歳入・歳出・収支不足の見通しとなっております。

まず、左側の概要ですが、太い線で囲ってあるところをご覧ください。

平成14年度以降、行財政改革に取り組み、着実に効果を上げておりますが、23年度から27年度までの財政収支を現行制度を前提に見積もった場合、右側の表の下欄の「収支不足額（②－①）」にありますように、毎年40億円から80億円の収支不足が見込まれ、右端

の「累計」のとおり、5年間の累計で290億円程度の収支不足となる見込みとなっております。

この主たる原因は、主に社会保障関係経費の増によるところが大きく、右側の表の歳出の欄の真ん中あたりに「一般行政経費」の下に「うち社会保障関係経費」とありますが、H22に510億円であるものが、H27には650億円となり、右端の二重線で囲った「H22との差額累計」で410億円増加するという見込みとなっております。

それでは、左側の概要の太線囲みの下の「試算の前提条件」と右側の表の個々の歳入・歳出の項目を対比しながらご説明いたします。

まず、最初に「税・交付税等」でございますが、左側の「試算の前提条件」にあるように、税金については、内閣府の「経済財政の中長期試算」の慎重シナリオで用いております名目経済成長率を参考に、所得課税、消費課税が1.6%伸びるものとして今後5年間で試算いたしました。

一方、交付税については、その仕組みから税金が増加した分の75%が減少するものとして試算しました。

次に「国庫支出金」、「県債」、「その他」については、原則として、歳出に連動するものとして試算しております。

次に左側の「職員費」についてですが、職員費は給料の高い職員が退職し、給料が安い新規採用者に入れ替わる、いわゆる新陳代謝による給与の減を見込む一方、ベアを0.5%として試算しております。また、退職手当につきましては、個々にその年度の退職予定者を積み上げて試算しております。

右側の表の歳出の「職員費」をご覧ください。給与改定による増加と新陳代謝による減少がほぼ相殺する形となっており、職員費は概ね横ばいといった傾向となっております。

次に左側の「投資的経費」についてですが、現時点で計画があります主要な事業は個々に積み上げ、その他は22年度と同額として試算しております。計画がある主要事業は、具体的には※印に例示してあるとおり、北陸新幹線の金沢開業に係る建設負担金をはじめ記載のような事業であります。

なお、主要事業は、現時点で見込めるものに限っているため、25年度以降は、投資全体を横ばいとして試算いたしました。

右側の表の歳出の「投資的経費」をご覧ください。22年度から23年度に事業費が増加しておりますのは、主に新幹線の建設負担金が増加するためのものであります。

その下の「維持補修費」は、土木施設の維持に係る固定的経費であるため、横ばいとして試算しました。

次に左側の「社会保障関係経費」についてでございますが、国、地方ともに増加し続けている義務的経費であり、その試算については、厚生労働省の「社会保障の給付と負担の見通し」にあります地方負担の伸び率と本県の社会保障関係経費の実績の伸び率、これらを参考に5%の伸びを見込み試算したところでございます。

その結果が、右側の表の歳出の「一般行政経費」の欄の「うち社会保障関係経費」の欄でございます。毎年20億円から30億円が増加し続けることが予想され、収支の大きな圧迫要因となっております。なお、社会保障関係経費以外の一般行政経費につきましては、税金に連動する市町交付金等以外は、22年度と同額として取り扱っております。

次に左側の「公債費」についてでございます。公債費というのは、県がした借金を返していくという経費になりますが、既に発行した県債の償還については、償還計画に基づいて試算しております。今後新たに発行する県債については、投資的経費等の歳出連動により、投資的経費が増えればその分借金をするという形で試算をしております。また、その際、借入金利は原則年利 2.5%としたところでございます。

その結果は、右側の表の歳出の「公債費」の欄の「うち通常債」をご覧ください。前回の見通しでは、収支不足の要因の一つであった公債費ですが、これまで投資的経費を抑制してきたことにより、新規発行額を抑制してきた効果が現れて、今回の見通しでは、通常債に係る公債費は毎年減少する見込みとなっております。右端の二重線で囲った「H22 との差額累計」では 250 億円減少する見込みとなっております。

一方、その下の「うち臨時財政対策債」についてですが、これは国の交付税特別会計の財源不足に対応するため、本来でしたら地方交付税としていただくお金の代わりに、発行しているという性質の起債でございます。その全額が償還時に地方交付税で措置されるものとなっております。

したがって、右端の二重線で囲った「H22 との差額累計」では 440 億円増加する見込みとなっておりますが、ルールどおりに交付税が措置されれば、収支不足には影響しないというものでございます。

しかし、最近、臨時財政対策債の発行額が大幅に増加しているため、その分の公債費の伸びも大きくなる試算となっております。これが確実に交付税で措置されなければ、「収支不足」の欄の下のカッコ書きで、「交付税に臨財債の償還増が上積みされない場合」に示したとおり、大幅な収支不足となり、本県の財政は立ち行かなくなることから、増加する臨時財政対策債の公債費につきましては、ルールどおり交付税にきちっと上積みされることを国に求めていかなくてはならないと考えております。

各項目の説明は以上でございます。

その結果試算される収支不足について、改めて申し上げますと、右側の表の下の「参考」にありますように、前回の財政の中期見通しにおいては、この収支不足の累計が 740 億円であったものが、今回の見通しでは、約 4 割の 290 億円にまで縮小しております。これまでの間の職員費の抑制、投資的経費の抑制、それによる公債費、借金を返すお金がピークを過ぎて減少傾向に転じるという、こういったこれまでの行革の効果が着実に現れているものと考えております。

しかし、今回の見通しにおきましても、依然として、収支相償うまでには至っておりません。引き続き、基金を取り崩していかざるを得ない状況になっております。

本県の財政が、持続可能なものとなっていくためには、基金の取り崩しに頼らない財政構造を確立していく必要でございます。そのため、引き続き、行革をはじめとした歳出削減努力を続けていくことが、不可欠であると考えております。

財政の中期見通しについての説明は、以上でございます。

○議事進行（丸山会長）

引き続き、新たな「行財政改革大綱の中間案」について、事務局からご説明いただいたうえで、全般について、ご審議いただくこととしたいと思います。

○行財政改革大綱の中間案について（山本行政経営課長）

引き続き「新たな行財政改革大綱の中間案」について、ご説明申し上げます。

資料2でございます。

現在、策定作業を進めております、新たな行財政改革大綱、仮称でございますが、「石川県行財政改革大綱 2011」の中間案につきまして、ご説明申し上げます。

現行の「行財政改革大綱 2007」につきましては、大綱に掲げた種々の改革に積極的に取り組んできた結果、職員数の削減をはじめとしまして、今年度末には、そのほとんどが達成される見込みとなったところであります。

しかしながら、今しがたご説明いたしました新たな財政の中期見通しにおいても、社会保障関係経費の増加等によりまして、本県財政は、今後とも、引き続き、厳しい状況が続くことが見込まれるところでございます。

1ページの「Ⅰの基本コンセプト」、「Ⅱの基本方針」については、部長の挨拶の中でご説明させていただきましたので、省略させていただきますが、行政コストを縮減する「量の改革」に加え、県民へのサービスを向上させる「質の改革」にも注力してまいりたいと考えておりまして、このコンセプトや方針に基づき、次にご説明いたします取組方策を立てて、各種改革に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

「Ⅲの取組方策」でございます。大きく4つの柱を考えております。

まず、一つ目の柱は、「スリムで効率的・効果的な組織体制の整備」でございます。

新長期構想の着実な実現に向けまして、限られた人員を最大限に活用し、新たな行政ニーズに柔軟かつ機動的に対応できる、簡素で効率的・効果的な組織体制を構築していくこととしております。

二つ目の柱は、「厳しい財政状況の下での財政健全性の維持」でございます。

本県の厳しい財政状況を踏まえまして、財政の健全性維持に向けた基本方針のもと、これまで以上に創意・工夫を凝らし、税収の確保はもとより、広告収入の活用など歳入の確保に努めるとともに、職員数の更なる適正化をはじめ、歳出全般の見直しを進めていくこととしております。

三つ目の柱は、「県行政の守備範囲・業務執行体制の見直し」でございます。

県行政の守備範囲を見直しまして、業務執行体制の効率化を図る観点から、民間ノウハウを活用できる業務につきましては、民間委託など積極的にその導入を拡大していきたいと考えております。また、市町や県民の皆様、企業との協働・連携にも取り組んでいくこととしております。

2ページになりますが、四つ目の柱は、「地方分権時代を担う人材の育成と県民の視点に立った行政サービスの提供」でございます。

今回の大綱で新たに設けた柱でございますが、地方分権改革が進展してまいりますと、当然のことながら、県民にしっかり軸足をおいた県政を進めていくことが従来にも増して重要になってくると考えております。こうした中であって、県民満足度の向上に向け、自ら考え行動する人材の育成を積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、これまで以上に県民ニーズを踏まえた施策や業務に取り組むことや、県民への情報提供の充実に努めることによりまして、より質の高い県民本位のサービスの提供を図っ

ていきたいと考えております。

以上が新たな大綱の基本的な考え方と骨子ということになります。

続いて「Ⅳ 行財政改革の実施方法」ですが、「1 実施期間」につきましては、平成23年度から平成27年度の5年間を考えております。

また、「2 実施体制」につきましては、議会でのご審議や県民からの広聴、さらには皆様方、行財政改革推進委員会のご審議によりまして、今後とも意見や提案を行財政改革に反映させるとともに、知事をトップとする庁内の行財政改革推進本部を中心に、改革の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、「3 実施計画と実施状況の公表」にありますように、毎年度、その取り組みに関する実施計画と実施状況の公表を行うこととするほか、「4 国に対する提案・要望」にありますように、真の分権型社会の実現に向け、全国知事会などを通じて、国に対し、地方の視点から積極的に提案・要望を行ってまいりたいと考えているところでございます。

続いて、3ページになりますが、具体の改革内容ということで、「Ⅴ 行財政改革の内容（中間案）」をご説明いたします。

なお、今回は、中間案ということで、現時点でお示しできるもののみ掲載しておりまして、さらに検討を重ね、成案を得たものについては、追加してまいりたいと考えております。

まず、1つ目の柱である「1 スリムで効率的・効果的な組織体制の整備」でございます。

まず、「(1) 県組織の見直し」でございますが、看護大学及び県立大学への地方独立行政法人制度の導入につきましては、大学を取り巻く環境が厳しい中であって、教育、研究及び地域貢献活動を活性化させ、将来にわたり県民の期待に応えることのできる、魅力ある大学とするために、両大学を地方独立行政法人に移行するものであります。

また、宝達志水町にあります県立大学の附属経営農場につきましては、施設の老朽化が著しく、教育実習の内容を見直すことにより、必要な機能の一部を野々市町の実習農場に集約し、附属経営農場を廃止することとしております。

次の北河内ダム建設事務所につきましては、ダム建設工事が今年度、完了したことに伴い廃止するものであります。警察署の統合による機能強化につきましては、現在の15警察署体制を再編統合し、12警察署体制とするものでございます。

「(2) 県関係団体組織の見直し」でございます。一つ目の地場産業振興センターの産業創出支援機構への統合につきましては、現在の行財政改革大綱にも記載してある項目でございますが、新しい大綱の期間中に統合しようというものであります。次の住宅供給公社につきましては、これまでも廃止に向けた諸準備を進めてきたところでございますが、民間の住宅供給体制が整い、公社としての基本的な役割は終えたことから、これを廃止するものでございます。また、道路公社につきましても、能登有料道路等の無料化に伴い、廃止するものでございます。

なお、組織の見直しにつきましては、現在、来年度の組織改正に向けた作業を鋭意進めているところでありまして、本日お示しする項目のほかにも、更に検討を進めているところでございます。

2つ目の大きな柱である、「2 厳しい財政状況の下での財政健全性の維持」でございます。

す。

まず、3ページから4ページにかけてになりますが、「(1) 財政の健全性維持に向けた基本方針」につきましては、先ほど、お示しをした「新たな財政の中期見通し」を踏まえまして、財政運営について記載しようというものであります。基金の取り崩しに頼らない実質的な単年度収支の均衡を目指すとともに、引き続き可能な限り新発債の発行を抑制するなど県債残高の抑制を図りまして、将来にわたる公債費負担を抑制していくことなどを基本方針として掲げてまいりたいと考えております。

「(2) 歳入確保に向けた取り組み」の「① 税収の確保」につきましては、個人県民税の滞納対策といたしまして、これまでも県と市町との間での税務職員の相互派遣や、県による直接徴収に取り組んできたところですが、滞納対策の取り組みを更に一歩進めまして、今般、県と市町が共同で滞納整理を行う組織の設立を検討していくこととしております。自動車税につきましても、毎年度の滞納整理目標額の設定や、今後の口座振替率の目標値を設定し、滞納の縮減を図っていくこととしております。

「② 広告収入の確保」につきましては、財政のあらましや私どもの給与明細書などの印刷物、能楽堂や石川四高記念文化交流館のホームページなどに広告掲載を拡大するほか、七尾市和倉温泉地区において集合広告看板（エコサイン）を設置することなど、今後とも広告収入の確保に向けた取り組みを進めることとしております。

「③ 県有財産等の有効活用と処分」につきましては、老朽化して入居率が低い職員公舎や住宅を順次廃止していくこととしております。

次に5ページをご覧ください。

県有施設における自動販売機の設置につきましては、設置者を公募・入札により選定する方法を導入しまして、歳入の確保につなげてまいりたいと考えております。

「④ 受益者負担の見直し・適正化」でございますが、使用料・手数料につきましては、不断の見直しを行うこととしているほか、県立病院における診療費等の未収金の回収業務、それから県営住宅の退去者に係る滞納家賃の回収補助業務について、民間事業者又は指定管理者を活用し、未収金の回収につなげてまいりたいと考えているところでございます。

次に「(3) 歳出削減に向けた取り組み」でございますが、「① 定員適正化計画の見直しと職員費の削減」につきましては、現行の定員適正化計画が1年前倒しで達成できたことから、計画の見直しを行うこととしております。

次に給料・諸手当につきましては、常勤特別職の給料及び期末手当の減額を延長するとともに、一般職の管理職手当の減額についても引き続き延長するものであります。

次の「② 一般行政経費の見直しと投資的経費の抑制」でございますが、現在、具体の取組項目につきましては、来年度の当初予算編成作業の中で併せて、検討を進めております。

「③ 財政運営の工夫による負担の軽減・平準化」につきましては、県債を発行する際に国の許可が必要となる起債許可団体に転落することがないように、実質公債費比率が18%以上とならないよう、平成21年度から平成23年度の3年間で58億円の繰上償還を行うこととしております。

このほか、5ページの下段から6ページ上段にかけて記載してあるとおり、引き続き、公債費負担の平準化、退職手当債の発行により、財政負担の平準化を図ってまいりたいと考えております。

3つ目の柱であります「3 県行政の守備範囲・業務執行体制の見直し」でございます。

まず、「(1) 業務の効率化に向けた事務処理の工夫」といたしまして、出先機関における庶務事務の集約でございます。これまでも、本庁及び一部出先機関で集約を行ってきた給与や旅費などの庶務事務を、今後、段階的に他の出先機関にも拡大していきたいと考えているところでございます。また、教育事務所が行っている小中学校教職員等に係る庶務事務についても合理化・効率化策を検討することとしております。

このほか、消費生活支援センター、能登産業技術専門校におきましても、予算執行業務を統合することで業務の効率化を図ることとしております。

次に「(2) 民間ノウハウの活用」につきましても、これまでも、民間委託の導入に積極的に取り組んでまいりました。今後とも、その拡大を図っていくこととしております。

具体的な業務につきましても、下段に記載してありますが、電気工事士免状交付業務をはじめ、記載の業務について民間委託を導入することとしております。現在、このほかにも民間委託可能な業務がないか、また、指定管理者制度につきましても、導入が可能な施設がないか等、検討を行っているところでございます。

7ページをご覧ください。

「(3) 公の施設等の見直し」でございます。再掲がいくつかございますが、4つ目の安全運転研修所につきましては、利用料収入等で運営経費が賄えるよう、事業内容や利用料金の見直しに取り組むとともに、施設のあり方について検討することとしております。

「(4) 公社外郭団体の見直し」でございますが、公社外郭団体に対する県派遣職員については、これまでも順次引き揚げをしてきたところでございますが、今後とも、派遣の必要性を再検討し、順次、引き揚げを進めてまいりたいと考えております。また、一つ飛びまして、農業開発公社畜産事業の見直しにつきましては、乳牛の育成に関し、内浦放牧場の機能を富来及び辰口の2牧場に集約することとしております。なお、内浦放牧場は民間による能登牛肥育牧場として活用することとしております。

「(5) 審議会の見直し」につきましても、近年の開催状況や他県の状況を踏まえ、7ページ下段から8ページ上段に記載してあります3つの審議会を廃止しようとするものでございます。

「(6) 市町・民間との協働・連携の推進」でございます。地域住民や地元企業と連携して、道路の清掃や緑化活動に取り組みます、石川県版道路アドプト制度を県下全域に拡大していこうというものでございます。

また、民間企業の社会貢献活動やアイデア・ノウハウを活かして、県と民間企業が連携した行政サービスの提供を行う取り組みを、これまでも、各部局がそれぞれに行ってまいりましたが、こうした取り組みを更に推進するために、企業からの提案を総括的に受け付け、関係部局とのコーディネートを行う窓口を総務部に設置することとしております。

また、市町との適切な役割分担と連携を図るため、建築確認事務等の権限の市への移譲をさらに進めることや、県民大学校においてこれまで県が主催していた講座の一部を市町へ移管することとしているものでございます。

4つ目の柱であります「4 地方分権時代を担う人材の育成と県民の視点に立った行政サービスの提供」でございます。

まず、「(1) 人材育成と勤務環境の改善等によるモチベーションの強化」につきましても

は、現在、詳細について検討を行っているところでございますが、主にどういったことに取り組もうとしているかについて、簡単にご説明申し上げます。

「①人材の育成」につきましては、平成17年度に策定した人材育成ビジョンを大幅に見直すべく検討を進めているところであります。また、個別の項目として、オン・ザ・ジョブトレーニングといった職場内研修の充実や、自治研修センターなど職場外で行う研修体系の見直し、職員のキャリア支援策などについて、具体の検討を進めているところでございます。

8ページの最後から9ページにかけてになりますが、「②勤務環境の改善等」につきましては、時間外勤務の縮減、職員のメンタルヘルス対策の充実、それから仕事と子育ての両立に配慮した勤務環境の改善などの項目で具体の検討を行っているところであります。

次に「(2) 県民サービスの向上」についてでございます。「①県民サービス向上に向けた取り組み」に関して、今年度、新たな大綱の策定にあたり、試行的な取り組みとして、県が行うイベント、研修会、相談事業、公の施設などで、参加者や利用者を対象にアンケートを実施しました。寄せられた様々な意見や要望を4つのカテゴリーに分類し、できるものから改善に取り組んでまいりたいと考えております。また、こうしたアンケートを継続的に実施していきたいというふうにも考えているところであります。

各所属における県民サービス向上運動の実施につきましては、職員の県民サービス向上に対する意識を喚起するため、県庁の各部署で毎年度、サービス向上に向けた職場の目標を定めまして、年間を通じて、その取り組みを実践していこうというものであります。

「②県政情報提供の充実等」でございますが、1つ目の県ホームページの充実につきましては、10月から既に実施しているものでございますが、視覚障害者や高齢者に配慮して文字の拡大や音声読上げソフトへの対応を強化したほか、利便性の向上を図るために、イベントカレンダー機能を追加するなどの対応を図ったところでございます。

次にまいりますが、県職員が県の重点施策などを直接県民の皆さんのもとに出向いてわかりやすく説明する県政出前講座につきましては、県民の皆様方のニーズを踏まえ、提供する講座内容を見直すとともに、県民の皆様により活用していただけるよう、これまで以上に積極的に周知していくこととしております。

以上が現時点での中間案でございますが、さらに検討を重ね、成案を得たものについては、追加してまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○議事進行（丸山会長）

ご説明ありがとうございました。それでは、早速ですが、委員の皆様からご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

○質疑

（深山副会長）

財政の中期見通しについて、概要的なものは理解できますが、その前提条件というのがございます。平成27年度までの財政収支について、現行制度を前提に見積もった場合ということですが、最近、民主党政権になってから、色々と議論がなされて、知事会とぶつかったり、色んなことがありますよね。そういう現行制度を前提に見積もった場合と

というのは、これからその前提条件が崩れていってしまうような気がしますが、崩れていった場合に、予想は難しいと思いますが、極めて問題があるような崩れというのはどういうことなのか、お教えいただきたいと思います。

それから、もう一つございまして、リーマンショックがありましたよね。リーマンショックでその翌年、翌々年における収支不足というのは、歳入の問題で大きな問題になったと、知事からもよくお聞きをしています。確か金額でいうと 400 億円ぐらいということでございまして。資料 1 の参考のところに収支不足が改善するやに書いてあります。歳入不足が現実におきたわけですが、そういうことを加味してもこれだけの改善がされたということなのか、非常に素朴に思った部分が二つございまして、お教えいただきたいと思います。

(阿久澤総務部長)

まず、前提条件の話でございまして、確かに一定程度の中期的な見通しをするときに、とりあえず現状の制度がそのまま続いた場合にどうかという見通し、基本的にはそれぐらいしか手はないものですから、そういう形にさせていただいております。例えば、現行制度が何だといえ、税制ですね。将来的に、場合によっては、消費税が上がったりするかもしれませんが、そういうことは加味せずに、今の税制で考える。あとは地方交付税ですね。地方交付税の仕組みも、基本的には今の仕組みのまま続けた場合、ということで試算しております。

その上で何が困るかということで申し上げますと、先ほど、表の下のほうの臨時財政対策債というものの償還額が、今後増えていきますという説明をさせていただきました。先ほどの説明の中にちょっとありましたので重複感がありますが、基本的にこれが何かといいますと、本来、地方交付税で国から地方に現金で渡さなければいけない金額があります。ただ、国のほうに手元にキャッシュがないので、とりあえず地方のほうで借金をしておいってくださいと。あとからちゃんと交付税で返しますから、というお約束でやっている。我々はその約束を信じて、借金をしているものであります。従いまして、今の制度を前提にということになりますと、約束どおりこの借金を返済する金額は交付税に乗せてもらわなければいけない、というのが「今の制度を前提に」ということの私たちの思いであります。見ていただくとわかりますように、臨時財政対策債というものの償還額がどんどん増えていきます。これは我が県だけではなくて、全国的にこういうことになっておりますので、国、オールジャパンで見ると、この分の借金を返すために地方交付税を増やさなければいけない金額というのがどんどん増えていく傾向にあるわけですが、それがどんどん増えていくので、あのお約束はなしよ、というふうに言われると大変なことになる。ある程度収支不足は改善すると申し上げましたが、「交付税に臨財債の償還増が上積みされない場合」というところを見ますと、290 億円とっていたのが 690 億円になってしまう。ここまで累積の収支不足になりますとこれはもう我が県財政は立ち行かなくなるということになりますので、そこは約束どおりきちっと見ていただかなければいけない。この点が一番大きいのではないかな、と思っております。それ以外にも、例えばあまり財源の担保がないのに支出だけ決めないで欲しいとか、色々ありますが、大きなところといえば、これかなと思っております。

もう一つ、収支の減の話がございました。確かに、平成 20 年のリーマンショック以降、

税収が法人関係税を中心に大幅に落ち込んでおります。

まずファクトから申し上げますと、平成 23 年度から 27 年度までの試算というのは、現行の税収を前提に、そこから一定程度の経済成長率を見込んで伸ばしておりますので、そういう意味では、リーマンショックによってがくっと税収が落ち込んだ、そこをベースにそこから 1.6%程度の経済成長率をもとに伸ばしているということになっておりますので、そういう意味では、23 年度から 27 年度までの計画というのは、下がったところからスタートしているという形になります。

では、その上で、前回の計画のときは、740 億円も赤字だったのが、今回、リーマンショックで税収が落ち込んでも、290 億円まで累積収支不足が減るのかということで申し上げますと、金額的にいうと、400 億円税収が落ち込んでいるんですが、税収が落ち込んだ分の一部を地方交付税で面倒見てもらっている。交付税の増で面倒を見てもらっている側面があるので、その分が全て収入の減になっているわけではないというのがまず一点、大きな量的な問題としてございます。ただ、その上で、それでもなお、収支不足が小さくなっている要因とすると、むしろ歳出のほうで、先ほども申し上げましたが、大きいのはやはり職員費の減で、人件費の負担がある程度削減されていること。もう一つは、前回との比較で見ると、表の中の「うち通常債」という欄がございしますが、今は 830 億円となっておりますが、将来的には 740 億円まで減っていくという試算になっていきます。実は、前回の試算のときには、当時の水準よりも将来にわたって、ずっと増えていくという試算でありました。どうしてこれが今回ひっくり返ったのかと申しますと、これまで、投資的経費をある程度、抑制してきた結果、県債の新規発行額を抑えてきております。従いまして、最近でいいますと、償還する公債費よりも発行する県債の発行額が小さいので、全体としての公債費残が、臨財債は除いた通常債の部分で下がってきている、といったことの要因もありまして、公債費負担がどんどん将来的に減っていくという構造になってきつつあります。この点も、収支が良くなってきた大きな要因かなと思っておりますのでございます。

（細野委員）

これを企業経営で考えますと、約 5,000 億円の予算。税収が減っているとはいえ、5,000 億円前後あります。1%で 50 億円であります。10%減で 500 億円です。もちろん公共サービスなので、10%減は難しいでしょう。ただ今目標としている、多分年 50 億円の削減だとか、もろもろについては、基本的にはそれほど難しいことではないんだ、という前提を県庁内、あらゆるところにまず発信すればいいのではないかな、という感じを受けます。

今ほど、深山副会長からも国の政策だとかという話がありましたが、もっというと法人税の減税なんていうのは、この見込みの中に入っているのかいないのか、非常に微妙なところだと思うのですが、そういうこともひっくるめると、この予定の税収について、議論してもちょっとなかなか答えは出てこないの、この中で職員費あるいは一般行政経費の二つだけで約 60%を占めているんですね。色んな雑誌等で県の財政の健全性ってということで、県債残高の比率だとか色々出ますが、私は行政サービスのポイントは、この 5,000 億円前後の予算の中で、企業でいうと固定費率が何%なのか、というのを指標として取り入れることができないんでしょうか。というのは社会保障費その他を削ってくださっているのは、最後の最後ですよ。できるところからまずやる、ということを目指して欲しい

なという気がします。

人件費削減、確かに効果が出てきているんですが、ちょっとシビアな言い方をしますと、できる範囲でやっているのが今の県の改革であって、やらないといけない目標というものを、明確に設定されて、それを落としていくやり方というのはできないんでしょうか、というのが私の思いです。

年間 50 億円が適正なのかどうかはわかりませんが、少なくとも最低年間 50 億円、支出 5,000 億円の予算の 2% を目指しましょうとか、尚且つ、その重点は、固定費ですと。これを削減してくださいと。仮に私の専門である情報系では、市町村あるいは県それぞれ情報システムを持っているわけですが、最近のクラウド化導入でどれくらい削減できるんでしょうか。別の意味で言いますと、道州制っていうのが温度が高くなったり低くなったりしていますが、私はそれはどうでもいいと。道州制になったつもりで、石川県としてここまでやりますよと、情報システムは富山県、福井県とも連携してやれば、コストは 3 分の 1 になりますとか、半分になりますということは、実は可能性があるわけです。

是非、そういう観点で取り組んでいただいて、私が勝手に 50 億円だとか 100 億円だとか言ったのは仮の話ですが、そういうものがこの改革案の中に何かキーワード的に入ってくるほうが、色々な関係者が動きやすいのではないかな、という具合に思います。できる範囲でやるというのではなく、ここまでやるべきなんだ、という何かを是非まとめ上げられれば、この委員会、前に進むのではないかという気がしております。

(阿久澤総務部長)

今、中間案ということですが、その中で「財政の健全性維持に向けた基本方針」というところについて、2 行ぐらいしか書いてありませんが、そのあたりに今後の財政運営に向けた一つの考え方というものをお示ししていかないといけないかなというふうに思っているところであります。実は、今後の財政運営どうして行くんだという話につきましては、12 月議会でも知事に対して質問がございまして、知事のほうからは、今足元にありますように、収支不足額、つまり、基金の取り崩さないで財政が運営できないという事態、これはあまり通常の事態ではないことなので、それに対して、先ほども申し上げましたが、まずは臨財債の増加に伴う公債費の増加には、これはルールどおり交付税に上乗せされなければ話にならない、これはしっかりと国に求めていかなければいけないというのが一点目。二点目は、その上で、基金の取り崩しに頼らない、実質的な収支均衡に向けてやるんだ、引き続き、歳入歳出にわたる行財政改革に取り組むんだ。また、引き続き、県債残高の抑制等を図っていくんだ。そういったことが中心になるのではないか、というお答えを知事のほうからしておりました。従いまして、達成できる期間云々はありますが、目指すべき方向としますと、収支のところについて、基金の取り崩しに頼らない方向で何とかできないか、ということだと思えます。

その上で、一体何をやっていくのかというと、実は、この収支不足額というのは、基本的に一般財源の不足額ということになりますので、一般財源をどうやって節減するかということになると思えます。歳出の中には、どうしても国庫補助と一体になっているものとか、県債で歳出を打つものとか色々ありますので、歳出を 1% 下げればそのまま一般財源が浮く、という構図には必ずしもなっていないんですが、いずれにしても、今までは一般財源

を多く割り当てていたのが職員費でございました。人件費はほとんど一般財源でございませぬので、こういったものについても、従来も目標を立てて、例えば平成14年4月を基準とした5年では300人の削減、それから、平成18年4月を基準とした次の5年では250人の削減、といったことで削減の目標を立てて、それぞれ1年ずつ前倒しで達成してきております。そうすると550人も削減したんだから、これ以上削減されるとサービスも落ちちゃうぞという声も、一方ではあるんですが、そういう声がある中でどうしていくのか。投資的経費につきましても、標準財政規模に占める投資の割合というのを全国の真ん中ぐらいまでにしましょうという目標も立てて、今までやってきてはいたしましたが、これをどうするのか。そんなことも含めて考えていきたい、というふうに思っております。

あと、おっしゃるように、一方で、社会保障関係経費などは、どちらかというとな国が作った医療保険、介護保険などの仕組みに義務的に支払わなければいけないという側面があるので、地方の思惑で経費の頭を抑えたりということが、なかなか難しいんですが、それ以外のところで、どういうことができるのか、そこは議論をしていきたいと思っております。

これが100%お答えになっているかわかりませんが、歳出に占める義務的支出という固定費的なものの割合がどうかということですが、データとして経常収支比率という概念がございませぬ。経常収支比率という概念は、税とか交付税とか、いわゆる県の歳入に対する義務的な歳出というものがどれくらいか、県債などは入っていませんが、その義務的な支出が何%かという、今95.3%になっています。このあたりも、なるべく下げる努力をしていかなければいけないと思っております。

(細野委員)

そういう分け方もあるんでしょうが、いただいている資料でいうと、やはり、人件費と一般行政経費、これ両方で約3,000億円使っています。県のトータルが5,000億円で、60%をここにということで、ここに目を向けざるを得ない。人件費は今ほど説明されたように、削減しているのであれば、この一般行政経費の中身は何なのだろうか、というあたりに、それがいいかどうかはわかりませんが、ポイントを当てる。そういう詰め方で、目標とする削減というのを明確にされていったほうが、進めやすいのではないかなという具合に思いましたのでお聞きしました。

(狩山委員)

質問事項も含めて、まず最初に3つだけ聞かせてください。

一つは今後の流れです。今日は中間案ですよ。これからさらに成案にしていくということで、毎年の結果については、集まってまた報告をするということだと思いますが、成案に向けてもう一回本委員会の集まりがあるのかどうか、ということについて、まず最初に教えていただきたいと思っております。

それから、今回の目玉で「質の改革」、行政サービスの質の改革ということが謳われておるんですが、この資料2の9ページにサービスの向上ということていくつか書かれているんですが、「質の改革」としたときに、今までと何が違って、何を求めているのかということについて、もう少しわかりやすく説明してもらえないかな、というのが二つ目。

それから、三つ目は、言われておりますように、歳出全般の見直しというのは、避けて通れない課題なんだろうと思いますし、赤字のままで推移することは決していいというふうには思っていないわけですが、それでも一番最初に来るのは職員数の更なる適正化、これが謳い文句になっておりますので、ここが目玉になっているのか。これまで、言われたように、500人以上削減してきて、それがあがりながらサービスの質の向上なんですか、というふうに穿った見方をせざるを得ませんので、この職員数の更なる適正化ということだけを頭文句に持ってきて、全般の見直しとなったときに、こればかりに焦点が当たっているというふうに聞こえてしまうんですが、これについてどう考えるのか。

(山本行政経営課長)

まず、第一点目の今後の進め方の点ですが、これは、最後に皆様にお諮りしようと思っていたんですが、今回中間案ということがございますが、我々も平行していくつかの検討項目を考えております。それで、皆様方に、場合によっては、もう一回お集まりをいただくか、若しくは、書面でご意見をいただくかしまして、最終的な案を取りまとめていきたい、そういうふうにご考えているところでございます。

(阿久澤総務部長)

順番が逆になりますが、まず、定数の話でございますが、これにつきましては、先ほどちらっと触れましたが、これまでも色々取り組んできております。そういった中ではございますが、先ほど、財政の中期見通しでもご説明させていただきましたが、収支不足額は確かに減少するものの、依然として収支が合わない。引き続き、こういった厳しい状況の中で、今後とも全般にわたりまして、行財政改革の取り組みを続けていかなければいけないだろうというふうに思っております。そうした中にありまして、この職員数につきましても、更なる見直しをしていくということになれば、これまで以上の知恵だとか工夫だとかといったものが必要になってくると思いますが、より簡素で効率的な組織への改組・改編だとか、先ほどもちょっと出ておりましたが、庶務業務の業務の執行体制の見直しだとか、また、民間委託の活用だとか、そういった具体の方策について、知恵を絞りながら、そういう改革を重ねることによって、削減数についても考えていかなければいけない、そのように思っているところでございます。ただ、歳出の削減と申しますのは、職員数だけではなくて、それ以外の経費につきましても、併せてどういった見直しができるか、合理化ができるか、そういったことについて、考えていかなければいけないのかな、このように思っているところでございます。

一方、質の向上というところでございます。これまでと何が違うかというところでございますが、今回、一つ敢えて柱を立てて取り組みたいと思っているのは、特に、人材の育成について、ある程度強化をした取り組みができればな、という思いでございます。これから、県庁職員は少数精鋭でやっていかないとはいけませんし、また、団塊の世代の方々が退職をされて、その方々が担っていた様々なノウハウだとか、そういったものをちゃんと引き継いだ形で組織も運営していかなければならない。そうした中で、これまでありました職場外研修、これがそのままいいのか、もうちょっと見直す点はないのか、若しくはOJTといったものがこれまで個々人の取り組みに任されていたわけですが、そういった

ものをもうちよつと組織的にできる部分はないのか、また、個々人の職員のキャリア支援、これまでも全く取り組んでいなかったわけではありませんが、そういった人材育成の部分に焦点を当てた形で取り組んでいく必要があるのではないか、という思いでこの点について、記載させていただいたというところがございます。

(狩山委員)

職員数の関係は、これから色々やっていくということで、それでいいんですが、今ほどの説明だけであつたら、大した効果は出ないですよ。例えば、庶務業務の統合とか言つたって、500人とか600人とかいう数になるわけではないので、多分これから検討されていくんだろうと思いますので、何を基本にして見直しを図っていくんですか。他県の状況とか色々あると思いますので、その辺について、成案のときにわかつたら教えていただきたいというふうに思います。

それから行政サービスの質の向上って、平たく言えば、今の説明だけ聞くと、一人ひとりの能力を高めると。それで、これまで2人とか3人でやっていたサービスを1人でもできるというふうにしたいと。こういうことなんですか。

(阿久澤総務部長)

必ずしもそれだけではないと思っています。これから更に地方分権が進んでいく中であつて、地方がやはり自主的に判断をしなければいけない分野も非常に多くなってくるかと思っています。従いまして、個々人の職員が自ら与えられた課題、テーマ、そういったものについて、自ら頭で考え、解決策も含めて導き出す。より多くの方々がそういう取り組みをしていただかなければいけない、そういう方が増えてくるんだと思います。これまでもなかつたわけではありませんが、そういったことについてももしっかり対応できるような人材、これから地方分権が進んでくれば、そういった人材が求められるんだろうし、そういったものに対応できる人材の育成ということが一つ。

あともう一点。県民サービスの向上というところでいうと、人材育成だけではなくて、先ほども言いましたが、ここにいくつか例を書かせていただきましたが、様々な公の施設だとか、県民の利用者の方々から、具体的にこういったものを直したらいかがですかとか、こういったところがあつたら便利なんですけど、とかいったアンケートのご意見をいただいておりますので、そういった声一つひとつに改善ができるものであれば対応していきまふということも含めて、こういった表題で書かせていただいているということをご理解いただければと思います。

(狩山委員)

わかりました。人材育成の面については、そのとおりだと思いますので、是非お願いします。それから行政サービスの質の向上というのは、平たく言えば、県民のニーズを把握して、それになるべく応えていきたい、ということと理解すればいいんですね。

(松木委員)

先ほどから財政の中期見通しと改革案の関係について、何人かの方からお尋ねがあつた

んですが、中期見通しの結果の数字は、改革を実施すればこういう数字になるということなのか、それとも改革しなければこういう状態で推移するというものなのか、この辺がよくわからなかったのですが、いずれにしても、改革案に色々書いてあるんですが、財政に関する部分はどのようなインパクトがあるのか、それを数字で何か示していただければと思います。

（阿久澤総務部長）

まず、財政の中期見通しの前提についてですが、こちらにつきましては、基本的には、今の歳出構造をこのまま続ければ、こういう収支の構造になりますということでございますので、そういう意味では、何もしなければというイメージのものだにご理解いただければと思います。

その上で、どれくらいの財政インパクトかという話で申し上げますと、それはちょっとなかなか数字的な問題でいうと、額的には、投資的経費が大きくなってしまいうんですが、それ以外では、例えば、先ほどちょっと触れました庶務事務の効率化だとかについては、どちらかというやや小さいものを積み上げていって、ある程度、この金額にまで達成できるというような、色々な形の積み上げだと思っております。今、個々のこれについてはいくら、これについてはいくら、といったことをお示しするのは難しいかなと思っております。例えば、民間委託なんかについては、入れれば効率化できると思いますが、委託は受ける人が一体誰になって、いくらで受けてくれるとか、予めいくらぐらい合理化されるのかわからないものもありますので、ちょっと数量的なものは、なかなかお示ししづらいものがあるんですが、いずれにしても、財政運営の基本的な目標に向けて、こういったものを個々に積み上げていって、その水準にまで持っていければな、というふうに思っております。

あと、個々の事業の見直しということですが、財政の基本方針の中にも書かせていただくつもりですが、そこもやや限界があって、今、現時点で見直せると思うものがこれだけあります、という形になるんだろうと思っております。ただ、5年間の計画期間でございますので、個々の事務・事業であれば、今現在は必要かなということであっても、2年後は場合によっては見直すものもあるかもしれない、ということもありますので、特に個々の事務・事業の見直しが今後色々載ってくるかと思いますが、これらについてはとりあえず、今できるものになってくると思いますが、その後も常にフォローアップさせていただく中で、毎年度、見直しを深掘りしていく、そういった中で色々削減努力をしていくということになるんじゃないかな、というふうに思っております。

（松木委員）

ちょっと気になったのは、色々施策がありますが、優先順位を付けていらっしゃるわけですね。大綱に取り上げている施策は、実行する上では何らかの財務上のインパクトを考えた上での優先順位なのかな、という気がしたので質問をさせていただきました。そういう意味で、数量的なものでないとしたら、優先順位をどういう形で付けていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

(阿久澤総務部長)

個々の事務・事業の優先順位につきましては、基本的には、その時々为社会経済情勢の変化なども踏まえながら、考えていく必要があると思っておりますので、毎年の予算編成過程の中で、工夫していくものだと思っております。投資的経費についても、大きなトレンドでいえば、抑制していこうということだと思っておりますが、現下の景気経済がぐっと落ち込んでいるときに、数年後はいいかもしれないが、今やっていいのか、というような判断もあります。また、一般行政経費の中でも、例えば、今経済雇用が厳しいという状況では、経済雇用を優先してやらなければいけない、ということでその優先順位が高まる場合もありますし、ある程度、経済が回復してきた段階では、雇用施策ということをやっていたのが、多少引いても大丈夫かなということもありますので、やはり、その時々为社会経済情勢の変化なども踏まえながら、優先順位を付けていくものだと思っております。それは予算編成過程の中で、今年の優先順位はこれだ、あれだと選んでやっており、そういったものの中で工夫していくものなのかなと思っております。

(伊藤委員)

3点お願いします。

まず一つ目が、収支の不足額が740億円だろうというものだったところが、290億円というところにとどめているということで、すごいぞという感じもするわけですが、実は、これは「0」になってなければいけない。それは、単年度収支の均衡という意味では、そうなのかなというふうに素人的には思いますが、そこを無理矢理計画で収支均衡に持っていくべきであると考えているわけではなく、これだけ頑張ったんだからこれでいいだろう、ということにならないような、ここは過程、プロセスであり、将来的には収支均衡、黒字化という言い方を行政の財務で言うのかどうかわかりませんが、企業では、均衡ではダメで、黒字を出せということでございますが、何かそういったところの目標というか、そうしようねというように見えるといいなというふうに思います。例えば、今も広告収入などは増えているようにも聞いておりますし、そういったことをこれから先、様々な収入の確保というのもアイデアが出てくれば、可能であると思うし、ちょっと明るいイメージが出るのではないかと思います。

二つ目が、資料2の9ページのところで、県民の皆様からアンケートを取っていると、そしてこれを継続していこうと書いてあったので、これはすごいぞと思ったんですが、普通一般的に県庁というと、県民の用事はパスポートだけってよく言われますが、様々な現場、例えば県の施設やあるいはイベントや研修会など、そういった現場現場では、もしかしたら本当に県民の方から有効な意見、有効なアンケートの回答、そういうものをして下さっているかもしれない。そういう期待を持ってここを見たんですが、もし、有効な回答、有益な回答が得られているのであれば、是非、今教えていただきたいと思うし、そういう傾向があるとすれば、それはとてもすばらしいことで、なかなか今まで考えられなかったことだと思えました。

最後は、小さいことですが、資料2の7ページに(5)審議会の見直しというのがあります。審議会だけではなく、様々なところで廃止として、担当セクションが身を切る思いでやっているというふうに思いますが、例えば、審議会の委員の謝金の廃止とかですね、

金額にしたら小さいかもしれませんが、こんなときに県の行政やそういったものの審議をするということをやれと言われた者が、お金を貰わずにやるというのもいいのではないかと思ったりもするので、事情とか理由とかあるかもしれないので、全てをとというのは難しいかもしれないが、そういったところで金額は小さいけれど、どうなのかなと思ったりしました。

（阿久澤総務部長）

まず、財政のほうの話でございます。おっしゃるように、平成19年度から平成23年度の前の計画で収支不足額の累計が740億円だったものが、今回の平成23年度から27年度の計画では290億円と確かに良くなっていますが、私ども、これで良かった、何もしてなくていいと思っているわけではございません。ですからこそ、新しい行財政改革大綱を策定しなければいけないと思っております。従いまして、今後の財政運営について、先ほどちらっと触れましたが、基金の取り崩しに頼らない実質的な単年度収支均衡に向けて、歳出歳入の改善の努力をするといったことを、今後も念頭に置いて、やっていかなければいけないと思っておりますし、できればそういったことについて、大綱の中でお示ししていかなければならないと思っております。

それから、謝金の話でございます。その前に、まずは審議会につきましても、開催実績だとか最近の状況などを踏まえて、これは合理化できるだろう、廃止しても問題ないだろうというものについては、廃止をするということで、今回も3つの審議会について、廃止させていただくということを出させていただきました。その上で、まだこの審議会は色々ご議論いただかなければいけない、若しくはご意見いただかなければいけないというものにつきましては、そこはお忙しい先生方に、皆さん、わざわざ時間を割いていただいておりますので、それなりの謝金は必要なかなと思っておりますが、いずれにしても、そこに限らず、気づいた点は、行革の中で見直しができるところをつぶさに確認しろ、という意見と捉えさせていただきたいと思っております。色々と厳しい折ですから、毎年の予算編成の中でも、抑えられるものは抑えるということで各経費を見ていきたいと思っております。

（山本行政経営課長）

私のほうからアンケートの件について、ご説明いたします。資料2の9ページには、今回行ったアンケートについて、具体のことは書かずに、例えば、「イベント、研修会等に関する改善に向けた取り組み」とかだけを記載をしているわけですが、様々なご意見をいただいたものですから、現在その整理中でございます。

私の頭の中に残っている具体的なご意見を申し上げますと、例えば、イベント・研修会であれば、県が行う色々なイベント・研修会がありますが、開催日時について、平日にやるのではなくて日曜日にやって欲しいわ、とか、またその逆や、晩のほうがいいとか、そういうようなお声が複数ございました。そういったことについて、開催日時をもう一度検討するとか、それから、補助金の手続きに関しては、例えば、県から色々な補助金を受けるときに、一回一回県庁に行って、書類を貰ってこないと補助金の申請ができないというのではなく、県のHPから様式がダウンロードできるほうがいいというようなお声もあつたり、相談事業でいうと、今は、とある相談では、面談して相談するしかないんですが、

必ずしも会わなくてもいいようなものについては、FAXとか電話とかで相談できるように考えてもらえないか、というようなご意見であるとか等々、そのような意見が複数ありまして、非常に細かい話ではございますが、まさに県民の皆様のお声を聞いたときに、そういったことは我々が、今までややもすると見落としがちだった部分ではなかろうか、という思いもいたしまして、そういったことに向けた改善を今回、しっかりとやっていきたい。あわせて、貴重なご意見も多々ありましたので、こういうアンケートを今回サンプル的にやったんですが、もう少し継続して続けていければな、と思っております。そういうことを含めて、県庁全体が自ら本当に、県民に対して行政サービスを提供しているサービス産業の最たるものだという意識を持って、事に当たっていくということが大事であろうということで、そのページに「各所属における県民サービス向上運動の実施」とありますが、アンケートのご意見等を参考にしながら、各所属で自ら取り組めるものに目標を立てて取り組んでいこうというのですが、こういったことを考えているところでございます。

(眞鍋委員)

アンケートに関連したところで少し意見を述べさせていただきます。

アンケートの内容を分析されて、要望に対して色々取り組みを考えていくということですが、そのことを県民に知らせたほうがいいと思います。こういう要望があって、どういう対応をしましたとか、どういう改善をしますとか、そういうことを県民になるべく知らせる努力、それから、職員の方にも、こういう要望が県民から出ていて、県としてはこういう対応をしました、ということを職員の中でも周知していくというようなことが必要かなというふうに思っています。

実は、県民サービスの向上に向けた取り組みに関して、夏に、ワーキングを県の職員の方と数回やらせていただいたんですが、職員の中では、県の職員がどのような仕事をしているのか、県民がわかっていないとか、県民から見えていないということ、皆さん自覚しているようで、県民に自分たちの仕事が見られているとか、評価されているとか、そういうことで、例えば、仕事に対するモチベーションが上がったり、強化されたり、ということで連動してくると思いますので、そういった辺りも、アンケートを取りっ放しではなくて、どういうふうに改善したかというものをきちんと返していくことをしていただきたいなと思っております。

それから、HPの使い勝手に関して、県の職員自身が使いにくいとか、内部で他の部局の情報を見ようとしても、必要な情報にたどり着けないということがある、と皆さんおっしゃっていましたので、利用者の視点に立った情報提供と書いていますが、これはきちんと抜本的に見直して、改善していく。その中に県民の要望をどう改善したか、という情報も載せていくことも必要だと思いますので、これらの県民サービスの向上に向けた取り組みというのはすべて連動していると思いますので、そこをしっかりと今回やっていただきたいなと思っております。

(山本行政経営課長)

まず、県民サービスの向上に向けて改善を行ったその結果をきちっと県民の皆様にお示しをしたほうがいいと、また職員についても同様だということについては、おっしゃると

おりだと思しますので、具体の手法は検討させていただきますが、どういうことで前と比べてどういう改善をしたか、また、そういうことについて、職員を含めてきちっと周知するようにしたいと思えます。

また、HPにつきましても、同様に、ご指摘のご意見を踏まえまして、検討していきたいというふうに思えます。

(石崎委員)

資料2の5ページの受益者負担の見直しについて、要望がございます。病院診療費の未収金ですとか、県営住宅の家賃回収業務の民間委託ということですが、民間委託することで未収金が回収されるということは喜ばしいことだと思うんですが、病院の診療費が払えないですとか、住宅の家賃が払えないという裏には、その方のご事情がきっとあるというところで、例えば、生活が困窮しているとか、多重債務の問題があると、そういった方に対しては、福祉関係部署につなげたりとか、消費生活支援センターの方と連携するといったことが必要だと思うんですが、それを民間委託すると、少し県の手から離れるという感じになりますので、その辺りが少し県民のサービスの質の向上、質の改革としては、少し心配なところかなと思っております。ただ単にお金を回収するだけということではなく、やはり、住民の真のニーズというものを拾えるように、策を講じていただきたいなというふうに思えます。

同様のことですが、資料2の4ページの税収の確保のところですが、個人県民税等の滞納整理を行う組織の設立を検討されているということですが、こちらのほうもやはり、債権回収のみに注力するのではなく、その方の本当のニーズを拾って欲しいと思えます。今現在でさえ、関係部署との連携というのが、難しいということがあると思うのですが、別組織になると更に難しくなると思えますので、その辺りはご配慮いただきたいと思えます。

(阿久澤総務部長)

税の滞納整理を行う組織の話についてでございます。

現状を簡単にご説明いたしますと、三位一体改革に伴いまして、所得税から地方の住民税に税源が移譲されました。個人の負担ベースではそれほど変わりませんが、地方税として取らなければいけない部分が増えました。これを市や町が徴収しているわけですが、取らなければいけない税額も増えたために、未納額も多くなっております。かなりの金額になっているところもありまして、これまでも市や町と連携して、職員の相互派遣でありますとか、県が債権を譲り受けて直接徴収を行ったりですとか、そういったこともやってきたんですが、さらに徴収体制を強化したほうがいいということで、こういう形の組織を立ち上げさせていただきたいと考えています。

おっしゃるように、当然、税金の徴収では、生活困窮者の場合には、税法でも滞納処分を猶予したりといった徴収の緩和措置というもの、こういうふうにするようにというものが税法上にも要件がございますので、当然、これまでも市町なり県で滞納処分をしてきたときも、個々の事案に応じて、やってきているつもりであります。この組織はこれから立ち上げになりますし、基本的には市や町と連携するわけですので、どういう税をどういう形で徴収するのかということも、これから市や町と相談しながら決めていくことになる

わけです。税法に定めがあるような生活困窮者に対する滞納処分の猶予措置、そういったものについては、しっかりと法令に基づいて、個々の事案をよく見極めた上でやる。ただ一方で、そういった措置に当たらない方に対しては、やはり公平・公正な課税というものも大切なことですので、こういった組織を通じて、しっかりとやらせていただく、こういうことかなと思っております。

(山本行政経営課長)

病院の未収金についてでございますが、これについても、今ほど部長がご説明申し上げたものと基本的なスタンスは変わらないんですが、当然ですね、今でも生活が困窮されている低所得の方で未払いの方、こういう方はいらっしゃいます。こういう方については、民間に委託する債権からは外そうと考えております。その他に、例えば、生活が苦しいので分納にさせて欲しいですとか、どういう支払方法だったらお支払できますかという相談をされている方ですとか、そういう方につきましても、対象から外そうということで、まさに今回考えているのは、主として、資力もあって本来払えるはずなのに、かつ、お約束いただいているのに滞っている、というような方を中心に考えていきたい。そういう意味では、他の部署への引継ぎといったようなことについては、今までどおり病院サイドでできるだけのことはしていきたいというふうに思っております。

(中平委員)

新たな財政の中期見通しについて、若干思ったところを述べさせていただきたいと思いますが、収支不足額を大体毎年度、処理できるような形で見通しを立てるとすると、切り詰めるところがどこであるかということを見ると、やはり投資的経費というところに行かざるを得ないのかなというふうに見えてくるわけでありまして。公債費はある程度、投資的経費のほうに引っ張られる形で動いてくると思いますので、あと、一般行政経費、こちらのほうは社会保障関係経費がどうしても伸びてしまうということですので、やっぱり投資的経費を見直さざるを得ないというところに戻っていくのかな、というところが、財政の中期見通しから見えてくるのだろうというふうに思います。

そういう点で見ますと、行財政改革大綱のほうですと、一般行政経費の見直しと投資的経費の抑制という部分は、予算編成の中で検討ということで、抜けた形になっているんですが、この点、事務・事業をあきらめるというんでしょうか、見直すということがないと、収支を改善する、あるいは、将来に向かっての負担を減らすということにはなかなかないと思います。いわゆる事務のやり方という点で、色々見直しを挙げていただいているところですが、事務そのものをなくすというんでしょうか、あきらめるという見直しが必要なのではないかと考える次第であります。ですから、投資的経費の抑制の部分で、新幹線関連で23年度24年度辺りは、どうしても増えてしまうということがあるかと思いますが、それ以外の部分については、財源的にもなかなか厳しいんだろうと思いますので、その辺の見直しをしっかりといただくということが、行財政改革の一番肝要な部分ではないかと思う次第であります。

それから、個別の話になりますが、資料2の7ページの公の施設の見直しのところに安全運転研修所とありますが、これは具体的にどういう事業をされている施設なのか教えて

いただければと思います。

(阿久澤総務部長)

まず、財政の中期見通しを踏まえた上での財政の話でございますが、確かにそれぞれの経費について、見直していかなければならないと思っています。収支不足額があるということですが、元々この試算は現行制度を前提とした機械的試算でありますので、今後の動きによっても、多少ずれが生じてくる可能性があるわけでございますが、ただ、方向としては、この収支不足を何とか基金に頼らないような形になるように、歳出歳入の両面にわたって見直さなければいけないだろう、こういうことございまして、ご指摘の中で投資的経費の話がありましたが、これは前の大綱でも削減努力を掲げて、現に削減をしてきております。ピーク時に比べると、今、投資的経費の金額は、約4割の水準にまで抑制してきているところであります。だからできないというわけではありませんが、引き続き、歳出全般の見直しをしていく中で、投資的経費につきましても、先ほど言いましたが、前回、全国における標準財政規模に占める投資的経費の割合を真ん中ぐらいを目指そうという目標を掲げましたので、そういったことも念頭に置きながら、こうした努力は続けていかなければならないと思っております。

また、それ以外の経費につきましても、確かに社会保障関係経費自体は義務的支出で難しいですが、それ以外のところについては、毎年予算の中でも、各部局に大体何パーセントぐらいの削減努力をしてくれ、一般行政経費だったら何パーセントだ、とシーリングをかけながらやっています。それをこなすためには、今までやってきた事業ではあるものの、もうそろそろやめようか、そうしないとなかなか財源もクリアできないものもございまして。そういった中で、新しい事業をするのであれば、今までやっていた事業をあきらめて、別の事業にしようというスクラップ&ビルド、こういったものも含めながら、事務・事業の見直しも、引き続き努力していかなければならない。

何を申し上げたかったかという、歳出全般にわたりまして、抑制できるところをきめ細やかに見ながらやっていくということかな、と思っております。

(山本行政経営課長)

安全運転研修所といいますのは、主に運転免許を取った後、数年間、車を運転していなくてペーパードライバーだという方が、すぐ路上に出るのは怖いということで、ちょっと練習をするとか、また、現在、普通免許だけれども、今度大型免許を取りたいので、そのための練習をするとか、そういうようなことで、運転技能をもう一度思い出したり、身に付けたりするためにある県の公の施設で、運転免許センターのところに設置しているものであります。ここは、本来ですと、利用料でしっかり賄っていくべきところではないか。特に民間の自動車教習所でも、同様のコースを設けているところもございまして、そういうようなことで今議論をしており、ここに書いてあるように、利用料収入で運営経費がしっかり賄えるように、少なくともそこに税金を投入するというのがいかなものか、という趣旨で、事業内容、利用料金等を見直して、施設のあり方全体について、再検証しよう、こういう趣旨のものでございます。

(高田委員)

先日、「武士の家計簿」の映画を観てきました。ほとんどの方が観ていらっしゃると思うんですが、みんな良かった、良かったで終わっていて、県も猪山家の財政と本当に同じようなものだと思うんですが、あの様にバシッと、みんな納得してくれという形でできないのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

(阿久澤総務部長)

私も映画を観させていただきました。行政サービスですので、歳出を削減するということは、一方で、今まで受けていたサービスが多少なりとも減るとか、若しくは、今まで受けられていたものが受けられなくなるとか、そういう側面もございます。ですので、歳出削減をすることが、一方で、今までサービスを受けていた人にとってやや痛みになるという側面もあるわけでございます。そうした中でも、こうした財政状況であるものをどうにかしていかなければならないという思いは、我々も共通しているわけでございます。従いまして、我が県は放っておくとかこういう財政状況になってしまいますよ、ということをお示しをしなければいけないということで、この財政の中期見通しというものをまずお示しをして、今我が県が置かれている状況がこうだということを丁寧にご説明させていただかなければいけないと思うのが一点。

その上で、あまりサービスを下げないで尚且つ合理化できるものが一番いい形なので、なるべくそういう形になるようにしながらも、こういった見直しをしていかなければならないといったもののメニュー表を作るべく、今、行財政改革大綱を取りまとめているつもりでございます。この中身の必要性も県民の方々にも丹念にご説明させていただきながら、県の財政がそういう状況であるならば、こういった見直しも必要だね、と理解していただけるような形で、メッセージも含めて、色んな形でご説明させていただきたいというふうに思っております。

(能木場委員)

資料2の4ページに広告収入の確保とありますが、県立美術館、歴史博物館の印刷物とか、能楽堂、四校記念文化交流館のHPとか、他県の県民の方々に紹介したいというような思いのところ、どのような広告を考えているのでしょうか。個人的な思いですが、歴史的・文化的都市の品位を落とさないような広告を出していただかないと、石川県は何でもお金を集めるために広告を、というふうになると残念だなと思うのですが、どのようなところから広告収入を考えているのでしょうか。

(山本行政経営課長)

広告収入につきましては、今回新たに資料2の4ページに記載の印刷物なりHPを考えているわけですが、既に3年ほど前から色々取り組みを進めております。例えば、県庁のHPにも載っております。今、品位を落とさないような広告をというご指摘がございましたが、我々もやはり行政機関が印刷物であったりHPに、品位が傷つくようなそういうようなものが載っては困る、と思っておりますので、内部で一定の要件を設けております。その中で、例えばパンフレットであれば、パンフレットの裏面の最後の部分の数センチのスペースとか、そういうところに社会的信用のあるような企業から広告をいただいて載せ

る。そう多額のお金はなかなか頂戴できないのですが、わずかではございますが、広告収入をいただくというようなことをやっておりますので、今後とも品位を汚すことがないように、そこは十分留意しながら、一方で収入確保にも努めていきたいと考えております。

(狩山委員)

最後に1点だけ要望させていただきたいと思います。

資料2の8ページの人材の育成と県民の視点に立った行政サービスの提供ということで、書いてあることについては全く異論がないわけですが、行政サービスの向上ということになれば、もちろん委員の皆様からもありましたように、システム化していつて見やすくする、これも行政サービスの向上につながるんだろうと思いますが、基本になってくるのは、やはり「人」なんだろうと思います。

一人ひとりの職員の皆さんが、どう考えて前向きに仕事をしてくれるかということが行政サービスの向上につながるんだろうと思いますので、その意味から、ここにモチベーションの向上と書いてあることについては、大賛成であります。モチベーションの向上の中には、もちろんいろいろあるんだろうと思います。今回はどちらかというと人材育成というところが中心になって出ていますが、これを否定するつもりは全くありませんし、人材育成は非常に大事だと思っています。

ただ、モチベーションの向上ということになれば、俗な言い方で恐縮ですが、お金が沢山もらえるとか、サラリーマンですから人事任用に処遇されるとかということが、一般的にモチベーションの向上に資すると言われていています。今の状況では、これは一定の限界がありますよね。労働組合の代表でありますから、もちろん給料を上げて、モチベーションを向上していただきたいという思いはあるけど、なかなか今の状況でそんな簡単にいかないとすれば、もう一つの方法は、意気に感じて仕事をしてもらえるかどうか、というのが大事になるんだろうと思います。ということになれば、勤務環境の改善ということも色々書いてありますが、究極的に言えば、メリハリの利いた仕事の仕方、ということについて、是非、努めていただきたいと思います。

もちろん、人材育成もやりながら、時間外の縮減ということも書いてあるので、時間外労働がないに越したことはないわけですが、あんまり突き詰めてやっていくと、隠れてやるといったことがないんですか、ということになると、私どもの情報網ではそれらしいことも色々入ってくることになります。そういったことも含めて、モチベーションを向上させていくということになったときに、最後のところは、休むときは休む、気遣いをする、ないしは、上司との間できっちりとモノが言えて、改善することなどについてコミュニケーションがいかに取りれるか、ということもポイントになってくると思いますので、この辺りについて、是非、心して対応していただきたいということだけ、要望として申し上げたいと思います。

(飴谷人事課長)

委員のおっしゃるとおりだと思います。我々としても、頑張った職員に給料をドンと上げてよく頑張ってくれたと言えればいいんでしょうが、なかなかそういうご時世ではないという中で、そこは意気に感じていただくということは大変大切だと思っております。

委員の言われたような上司とのコミュニケーションですね、各人がバラバラで仕事をやって、淡々と仕事をこなしていくというよりも、職場が一体となって、上司と一緒に仕事をして、節目節目によく頑張ってくれたなと問いかけをするとか、そういった一体感を持って仕事をすることが、何よりもモチベーションアップにつながるのではないかな、と考えております。そういった方策についても、行財政改革大綱の中で個別に考えていきたいと考えております。

○議事進行（丸山会長）

全員にもお話いただきましたし、そろそろ意見も出尽くしたように思いますが、そのように理解してよろしいでしょうか。

それでは、新しいことは差し控えたいと思いますが、深山委員の前提条件は確かか、ということから始まりまして、細野委員の目標のほうを先に示したらどうかという話、狩山委員の質の改善と人材育成の関わり合いの問題、松木委員から行財政改革に伴う数量の問題、伊藤委員から赤字が小さくなったからいいということではないという話、眞鍋委員からアンケートの問題、中平委員から中期見通しの問題、等々ございました。これは、事務局の方で、記録を取っていただいておりますので、今度の行財政改革大綱の策定にあたって、鋭意検討していただき、委員の皆さんから出ました意見も取り入れていただければありがたいと思います。そのようにお願いして締めることにしたいと思いますが、この他に事務局のほうから何かございましたらお願いします。

（阿久澤総務部長）

今、会長からもお話がありましたように、本日いただきましたご意見も踏まえまして、新たな行財政改革大綱の策定作業を進めてまいりたいと考えております。

先ほどちょっと話がありましたが、場合によりましては、もう1回ご審議をいただくか、若しくは書面でご意見を伺うことも考えておりますので、ご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

（丸山会長）

どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様方、新大綱策定について、他に、特にご提案などありましたら、事務局の方に直接お伝え願います。

以上をもちまして閉会させていただきます。